

# 互いに認めあい 尊重しあう社会を

## 「婦人問題と家庭」をテーマに開催



第36回人権週間(12月4日~10日)の行事の一環として、12月6日午後から市民会館で、笹野貞子堺女子短期大学教授を迎えて「婦人と家庭」をテーマに、約80名の市民が参加して講演会が開催されました。

講演会では、互いに認めあい尊重しあう明るい社会づくりをめざす立場から、「婦人の人権意識の向上と社会的役割の重要性が認められる社会づくり」を中心とする見聞が聞かれました。

会場には、女性にまじって男性も聴講し、熱心にメモをとる姿も見られました。

### 被用者保険本人にも 老人・福祉医療費を助成

#### 市では、65歳から69歳までの独り暮らしや老人世帯などのお年寄りを対象にした老人医療費(①)、心身障害児者・母子家庭児童などを対象にした福祉医療費

市では、65歳から69歳までの独り暮らしや老人世帯などのお年寄りを対象にした老人医療費(①)、心身障害児者・母子家庭児童などを対象にした福祉医療費(②)を助成しています。

この制度は、健康保険法改正により、これまで10割給付であった被用者保険本人も、10月1日から医療費の1割を負担しなければならなくなりました。その1割分について助成しようというものです。

◆**対象資格**(次の要件に該当する人で、かつ所得制限以内の人)

- △老人医療費(満65~69歳)
- ①独り暮らしの人
- ②老人世帯の人(60歳以上または18歳未満の者との世帯)
- ③所得税が課せられていない世帯の人
- △福祉医療費
- △重度心身障害児者医療費(満65歳未満)
- ①身体障害者手帳の障害等級が1~3級の人
- ②療育手帳Aの判定を受けた人
- ③母子家庭医療費
- ④母子家庭の児童(満18歳未満)

ただし、高等学校在学中の人は卒業するまで、

## 退職者医療制度のお知らせ

### 国民健康保険の一部負担金を軽減

#### 制度のしくみ

退職者医療制度は、会社など退職し年金を受給している人とその家族が対象となる医療保険です。

これらの人たちの病気のけがなどの場合の医療給付に要する費用を、退職者やその家族の保険料と現役サ

#### 対象になる人

この制度の対象となる人は、国民健康保険に加入している人で次に該当する人(退職被保険者)とその家族(被扶養者)です。

1、厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老齢(退職)年金を受給できる人(被用者年金の期間が20年以上)か、40歳以後の被用者年金の期間が、10年以上で通算老齢

#### 一部負担金の割合

医療機関にかかったとき、一部負担金の割合は、今

#### 保険料

国民健康保険の被保険者が、この制度に該当することになった場合でも、保険料および納付方法は今までと変わりません。

▼お問い合わせ  
市民課国保係まで  
(内線 2116)

ラリーマン・事業主が負担する拠出金で賄うこととした制度です。

(退職)年金を受給できる人のいずれか。

2、家族とは、本人(退職被保険者)の父母、配偶者(内縁を含む)、および子、孫、弟、姉など三親等以内の親族であって、同一の世帯に属し、主として本人(退職被保険者)によって生計を維持している人。

3、老人保健法の適用を受けていない人。

国民健康保険の被保険者が、この制度に該当することになった場合でも、保険料および納付方法は今までと変わりません。

▼お問い合わせ  
市民課国保係まで  
(内線 2116)

がある。女性の存在が量から質へ転換され、一人の人間として誇りとプライドをもった生き方が問われる社会づくりが今後の課題である。

家庭は、自立している人をつくりあげていくか、協力しあえる人をいかに育てていくかという場であり、人間の誇りと生き方を高める場所である。その役割を認め、互いに尊重しあう場とする考え方を根づかせることである。文化の発展の程度は、強

いものが強いと前面に出てこない度合をいい、本當の文化的な世の中は、男と女が協調しあうバランスのとれた美をつくりだす社会のことである。

扶養人数	老人医療分および重度心身障害者分	母子家庭児童分
0人	1,258,000円	5,733,000円
1人	1,618,000円	5,982,000円
2人	1,918,000円	6,195,000円
3人	2,218,000円	6,408,000円
4人	2,518,000円	6,621,000円

◆**お問い合わせ**  
福祉課老人福祉係  
内線 342

◆**ゴミ収集と**  
し尿くみとり

年末年始の一般家庭の燃えるゴミの収集は、下の表のとおりです。なお、12月24日(月)以降の臨時ゴミおよび潤滑からあげられた泥の回収の申込みは受け付けません。

◆**分別収集(燃えないゴミ)**  
は、年末は28日(金)まで、年始は5日(土)からいずれも平常どおりです。なお、可燃物(燃えるゴミ)を入れた袋には、あき缶・あきびんなど燃えない

日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	60年1月1日~1月4日	1月5日
曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日~金曜日	土曜日
可燃物	平常どおりの収集区域	平常どおりの収集区域	月・木曜日の収集区域	火・金曜日の収集区域		平常どおりの収集区域

◆**年末年始の業務案内**

年末年始の市役所の業務は次のようになりますのでご注意ください。

- ◆窓口業務  
年末は28日(金)まで  
年始は1月4日(金)から
- ◆老人福祉センター  
年末は27日(木)まで  
年始は1月5日(土)から
- ◆市民会館  
年末は27日(木)まで  
年始は1月5日(土)から
- ◆中央公民館・地区公民館  
年末は27日(木)まで  
年始は1月5日(土)から
- ◆図書館・文化資料館  
年末は26日(水)まで  
年始は1月5日(土)から

◆**収集日程表**

ゴミは絶対に入れないでください。ダンボールは必ずこわし、ポリ袋に入れるか5センチ程度の厚さに小さく束ねてください。

し尿くみとりは、予定表どおりに行いますが、2、3日前後することがありますので、留守にされるお宅は、隣近所に依頼してできる限りご協力ください。

また、くみとり作業がしやすいように、くみとり口付近に物を置かないようにご協力ください。

**気持新たに 西ノ岡トリムコースで 元旦歩こう会**

▶とき 昭和60年1月1日(火) 午前10時~正午

▶集合場所 勝山公園

▶主催 向日市体育指導委員会

▶お問い合わせ 教育委員会 ☎931-1111

※運動のできる服装の用意

**市長と話す日**

日頃、市長と話す機会のない人に、直接市長が要望や相談に応じます。

▶とき 12月15日(土) 午前10時~正午

▶ところ 市民相談室

## 高齢者事業団に仕事を

加入・登録しませんか

高齢者事業団は、営利を目的とせず、中・高齢者の雇用の創出と福祉を増進する事業を行い、生活の安定をはかる公益活動をすすめます。

■事業内容

ビルメンテナンス部門	ビル清掃・管理全般	中・高齢者の方で仕事が見つからない方、あなたの力・能力を発揮できる仕事を作り出すため、ぜひあなたも加入してください。
造園部門	植木せん定、伐採、除草、花壇作り	[お問い合わせ] ☎672-3203
土木建築部門	ブロック・フェンス工事、設計、測量 舗装工事、大工補修、塗装など	京都高齢者事業向日市支部 ☎671-6430
運搬部門	残土、廃棄物運搬、引越	☎922-6583
雑部門	家事手伝い、消毒、フスマ・障子の張りかえ	

## 共同募金にご協力 ありがとうございました

さる10月1日から展開されました共同募金運動は、みなさんの多大なご協力によりまして、目標額を大きく上回る成果をあげることができました。

募金の使途については、趣旨を十分に生かして有効に活用していきます。(向日市および府下の施設に配分)

市民のみなさんの善意に深く感謝し、報告します。

募金額 4,051,784円

京都府共同募金会向日市分会会長 民秋徳夫  
向日市社会福祉協議会会長 清水勝三